

入札監理小委員会における審議の結果報告

平成 22 年度 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）

法務省の登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 23 年 4 月から平成 25 年 3 月までの契約期間 2 年間として民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 公共サービスの内容及び確保されるべき公共サービスの質

（実施要項（案） P 1～2）

【論点】

- 平成 20・21 年度開始事業の評価結果、平成 22 年度開始事業の実施状況等を踏まえ、必要な検討がなされているか。

【対応】

- 要求水準である利用者アンケート調査の数値について、平成 20・21 年度開始事業のすべての対象登記所において「80%」を大きく上回ったことなどから、「80%以上」を「85%以上」へ引き上げた。
- 実施要項に基づく改善指示を受けた民間事業者が速やかに対応しなかった事態が見られたことから、定めた期限までに必要な措置を講じなかった場合の減額措置を追加した。

2. 入札参加資格（実施要項（案） P 2～3）

【論点】

- 平成 21 年度の落札結果等を踏まえ、必要な検討がなされているか。

【対応】

- 平成 21 年度の入札において低入札価格調査に応じなかった事案が発生したことから、今年度の入札において、落札者となりながら正当な理由なくして契約を締結しなかった者及び低入札価格調査に協力しなかった者については、将来 2 年間、本事業の入札参加資格を付与しないこととした。

3. 落札者決定の評価基準（実施要項（案）P4～8、別紙14）

【論点】

- 平成20・21年度開始事業の評価結果、平成22年度開始事業の実施状況等を踏まえ、必要な検討がなされているか。

【対応】

- 事前研修について、ロールプレイング形式によるリハーサルの効果が高かったことから研修計画に加えるべきことを明記し、また、十分な研修が行われるよう研修全般の内容の目安（最低限必要だと考えられる内容）を示すこととした。

4. その他

【論点】

- 平成20・21年度開始事業の評価結果、平成22年度開始事業の実施状況等を踏まえ、過誤事案に係る分析及び対策について、必要な検討がなされているか。

【対応】

- 過誤事案の要因としては、従事者の注意力不足、チェック体制の不備、端末操作や登記事務に関する知識の不足等が考えられる。
これらによる過誤を防止するため、事前研修を充実させるための見直しを行うこととしたほか、国において「過誤事例集」を作成・配布し、過誤事案に係る分析及び対策について周知徹底を図っている。